

2026年税制「改正」で基礎控除等がまた変わります

小手先の「減税」ではなく生活費非課税の確立を

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六



昨年(2025)に続き2026年の税制「改正」で基礎控除等の見直しが行われます。(概略は後半に)

「年収の壁」を引き上げるために基礎控除や給与所得控除の見直しが行われますが公的年金控除額についての見直しはありません。小手先の控除の変更で実務を煩雑にするものです。本来に生活費非課税の原則を確立するならば基礎控除の大幅な引き上げが必要です。一方で「防衛特別所得税」の導入や青色申告特別控除の縮小などが強行されます。

《主な「改正」点》 「年収の壁」が178万円に

「年収の壁」とは、給与収入がこの水準を超えると所得税の負担が発生し、手取りが減少するボーダーラインです。

令和7年に160万円に引き上げられ、今回さらに178万円まで引き上げられます。その内訳は基礎控除が62万円に引き上げられ(収入金額により最大42万円が加算されます。最大104万円の控除になります。下表参照)給与所得控除最

合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額(改正された範囲)			
	改正後(※1)		改正前(※1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円(※2)	95万円(※2)	
132万円超 (206万円超)	104万円(※2)		88万円(※2)	
336万円超 (475万1,999円以下)		62万円	68万円(※2)	58万円
489万円超 (665万5,556円以下)			63万円(※2)	
655万円超 (850万円以下)	62万円		58万円	

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)		改正前
	改正後		
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下			65万円
190万円超 220万円以下	74万円(※1)	その収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%+8万円

低保障額65万円から74万円に引き上げられたことによるものです。(上表参照)昨年度の確定申告や年末調整のときからも変更になっていきますので注意が必要です。

このことによつて扶養親族となる所得要件も62万円以下となります。

2028年以降は2年ごとに基礎控除等を《見直し》をすることにされています。今回の「改正」で源泉所得税額表も変わります。当然、確定申告書も新たな書式になると思われます。小手先の「改正」で毎年毎年新たな書類を作ることは税金の無駄遣いではないのでしょうか。申告時期は税務署は申告書が少ししかないといひ、市役所の市民税課で申告書の《争奪戦》が起こっています。納税者にとって不親切な対応がなされています。本当に必要なものに税金を使うべきではないでしょうか?

青色申告特別控除が実質ゼロに

これまでは複式簿記により55万円(電子申告では65万円)、それ以外は10万円の青色申告特別控除でしたが、法「改正」で2027年以降、電子申告以外は10万円に引き下げられ、かつ売上等の収入金額が1,000万円をこえた場合は控除が受けられなくなり、税務手続きのデジタル化を「推進」するあまりの愚行です。現行の控除額を保証するために大きな声を上げていきたいと思います。

防衛特別所得税の導入強行

東日本大震災後、復興特別所得税が所得税の2.1%課せられていましたが、そのうち1%が防衛特別所得税に「振替」られます。(建前は復興特別所得税を1パーセント引き下げ、防衛特別所得税を新に徴収することになるのですが)あわせて2.1%を維持することで防衛特別所得税が国民の目から見えにくくする詐欺的手法といえませんか。

学習会を計画

他にも生命保険料控除等も見直されます。春日井民商では税法の「改正」にしっかりと対応するため9月以降に連続して学習会を計画します。日程が決まりましたらお知らせします。多くの皆さんのご参加をお願いします。

源泉所得税の納期限は七月十日(金)です。

一月から六月までに支払った給料等の源泉所得税の納期限は七月十日(金)です。税務署からの書類や通知はありません。納期を遅れると不納付加算税などのペナルティが科される可能性があります。ご注意ください。

不明な点は事務所までお問い合わせください。

毎年好評の小豆島ソーメン
入荷しました!

物価高でも
値段据え置き
1.8キロ入り
2,500円



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀